



飛島村

子育てガイドブック

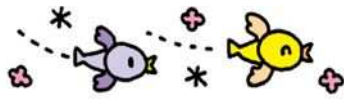




保健環境課（保健センター）

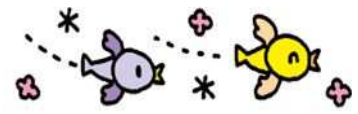
昨年度（令和6年度）からの変更点

- 妊産婦及び子育てタクシー料金助成
⇒助成方法を償還払いに変更
詳しくは P.16 へ
- 子育て家族支援事業
⇒通所型（1歳未満）：生後4～11か月の利用者負担金0円/回に変更
詳しくは P.7 へ
- 飛島村おやこ手帳アプリ開始予定



目次

- ・相談機関・・・2 ページ
- ・防災情報、国・県からの情報・・・3 ページ
- ・妊娠したら・・・4 ページ
- ・子育て家族支援事業のご案内・・・6 ページ
- ・出産したら・・・8 ページ
- ・健康診査について・・・10 ページ
- ・発育・発達について・・・11 ページ
- ・予防接種について・・・12 ページ
- ・親子でお出かけ・みんなで遊ぼう・・・13 ページ
- ・公民館・図書館のこと・・・14 ページ
- ・子どもの預かり・・・15 ページ
- ・助成・補助・手当について・・・16 ページ
- ・国民健康保険・国民年金について・・・22 ページ
- ・施設紹介・・・23 ページ
- ・転入の方へ・・・26 ページ

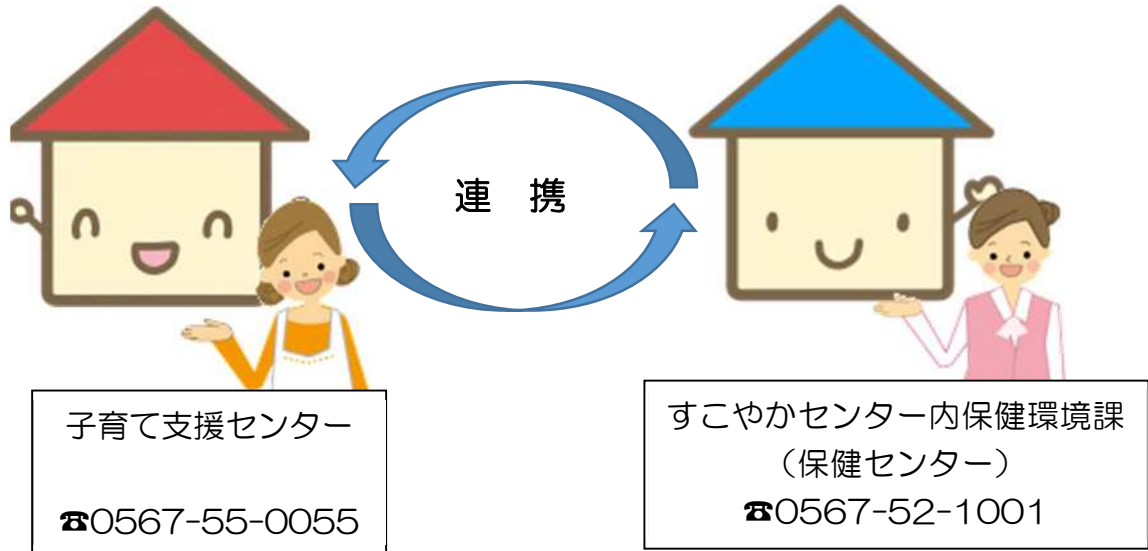


転入された方は
必ずご確認ください。



【相談機関】

●子育てに関する総合相談窓口



子育て支援センターと保健環境課（保健センター）では、子育てコーディネーターと保健師が、妊娠中から子育て期及び思春期（18歳）までのさまざまな相談に対応し、必要な情報・サービスの提供を行います。どちらの施設でも相談できます。また家庭訪問や電話での相談も受け付けています。



- 就園について：すこやかセンター内福祉課 ☎0567-52-1001
- 就学・不登校・いじめなど教育について：中央公民館内教育課
教育課職員及び公認心理師が教育相談に応じます。 ☎0567-97-3005
- 戸籍・手当・医療費について：民生部住民課 ☎0567-97-3472
- 児童虐待について：すこやかセンター内福祉課 ☎0567-52-1001
海部児童・障害者相談センター ☎0567-25-8118
(虐待通告) 児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) ☎189

- とびしまほっと安心ダイヤル [24 時間 365 日対応] ☎0120-501-970
健康・医療に関することや育児などについて、医師・保健師・看護師などの専門スタッフが相談対応します。

- チャットボット

健康、からだ、育児に関する悩みや質問に、チャットボットが応答します。必要に応じて保健師・看護師などの相談スタッフへ電話相談もできます。



【防災情報】

- 防災メール

携帯電話のメールアドレスを登録することで、登録者に飛島村から災害情報、避難場所などの情報を一斉にお伝えします。



【メール】PC・スマホ



【メール】ガラケー

- 防災アプリ

防災メールの機能に加え、避難所までのルート確認や住民レポートなどの機能があります。



【アプリ】Android



【アプリ】iPhone

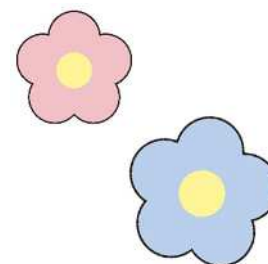
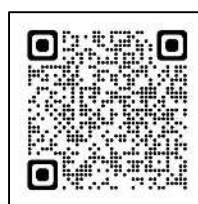
【国・県からの情報】

国や愛知県で行っている事業や相談先があります。下記よりご確認ください。

- 多胎児について



- 里親について



- 心とからだに関する相談



- ひきこもり相談窓口について



【妊娠したら】



<p>母子健康手帳 交付</p> <p>※事前にお電話い ただけますとス ムーズな対応が 可能です</p>	<p>妊娠と診断された方に母子健康手帳を交付します。 妊娠中のお母さんと赤ちゃんの様子だけでなく、出 産後の子どもの成長や予防接種の記録をする大切な 手帳です。 必要書類：妊娠届出書・個人番号カードまたは通知 カード・本人確認書類・本人名義の通帳 ※出産応援金（P.17 参照）の面談や事業のご案内の ため、60分ほどお時間をいただきます。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p>
<p>妊婦健康診査</p>	<p>母子健康手帳交付時に妊産婦乳児健康診査受診票 （妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児 2 回、新生児聴覚検 査 1 回）、妊婦歯科健康診査受診票を交付します。 受診票を使用し、かかりつけ産科医療機関または助 産所で健康診査を受けてください。 健康診査を受ける時期は受診票に記載しています。 *多胎児の方は、追加で受診券をお渡しします。（妊 婦 5 回、乳児 2 回、新生児聴覚検査 1 回） ※県外や助産所で受診する際は、事前にお知らせく ださい。</p>	
<p>☆ 妊産婦歯科 健康診査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別(村内の歯科医院)：妊婦とそのパートナー 妊婦歯科健康診査受診票と母子健康手帳を持って 受診してください。 ・集団(すこやかセンター)：妊婦及び産後 1 年未満の 産婦とそのパートナー ※事前予約必要 	
<p>子育て家族 支援事業 (宿泊型・通所型)</p>	<p>産後医療機関等に宿泊や通所し、心身のケアや育児 サポートを受けられます。利用の際は、事前登録が必 要です。(妊娠時から登録が可能です。) ※詳しくは P.6 をご覧ください。</p>	
<p>パパママ サロン</p>	<p>場所：子育て支援センター 対象者：妊婦とその家族 ※事前予約必要</p> <hr/> <p>安心して、妊娠・出産・子育てができる準備をするた めに助産師と楽しく学びましょう。妊婦のみでも、ご 夫婦での参加もお待ちしています。 支援センターで開催するためパパママサロン後、赤 ちゃんサロンにも参加できます。</p>	

☆印：個別通知あり

助産師相談	<p>場所：保健センター 対象者：妊婦・産褥婦とその家族、離乳前のお子さん がいます方 ※事前予約制</p> <p>妊娠・出産のこと、沐浴・抱っこ・着替え等の練習、授乳の悩み、離乳の方法などについて助産師に相談することができます。 必要に応じて訪問することも可能です。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p>
赤ちゃんサロン	<p>ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、おもちゃ作りなどを行います。情報交換や仲間作りの場として妊娠中から参加できます。</p> <p>☆子育て応援金（妊婦のための支援給付）についてこの赤ちゃんサロンに参加の際、妊娠7か月ごろに送付されますアンケートをぜひご提出ください。その後簡単な面談を行います。 ※子育て応援金についてはP.17をご覧ください。</p> <p>対象者：妊婦と1歳頃までの親子</p>	<p>【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055</p>
多胎児支援事業 さくらんぼの会	<p>多胎児育児の悩みや育児の楽しさを共有して、交流を深めます。多胎児育児を経験された先輩お母さんの話も聞けます。一緒に仲間の輪を広げましょう。</p> <p>対象者：多胎児育児妊婦および育児中の方（家族を含む）</p>	

☆印：個別通知あり





子育て家族支援事業のご案内



「自宅で手伝ってくれる人がいなくて不安」、「お産や育児の疲れから体調が良くない」、「授乳が上手くいかない」、「上の子が体調不良で病院に連れていきたい」など支援が必要な方に、医療機関等に宿泊や通所し心身のケアや育児サポートが受けられる『子育て家族支援事業』を令和6年度から開始しています。

① 宿泊型

① ②を利用する際は
事前に登録が必要です。

★ 内容

医療機関に宿泊し、下記のような支援を受けることができます。

- お母さんの体調管理や乳房のケア
- 赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- 沐浴や授乳等の育児に関する相談

★ 利用できる方

飛島村に住民票がある産後3か月まで（海南病院の場合は産後60日以内）
お母さんとそのお子さん



★ 支援日数

原則1泊2日～6泊7日以内（連泊していなくても7日以内なら利用可能）

★ 支援日数内の利用者負担金

1泊2日（24時間以内） 4000円【食事代、部屋代含む】

*生活保護世帯及び住民税非課税世帯の利用者負担金は免除されます。（登録時確認）

*支援日数を越した場合は、各医療機関設定の利用料を全額支払うことで利用することは可能です。

★ 実施医療機関

施設名	住所	電話
貴子ウィメンズクリニック	津島市申塚町1丁目122番地	(0567) 23-5786
海南病院（※）	弥富市前ヶ須町南本田396番地	(0567) 65-2511

※海南病院で出産した方のみ利用可能。

産後のお母さんは気分の落ち込みや不安定さが続くこともあります。その場合は、心の問題を専門とする医療機関を早めに受診しましょう。



②通所型（1歳未満）

★ 内容

飛島保育園にお子さんまたは母子同伴で一時預かりしていただくことができます。
（休養のためのお母さんのみの利用も可能です。）

★ 利用できる方

飛島村に住民票がある産後1年以内のお母さんとそのお子さん（未就園の児）

★ 支援回数、利用者負担金

期間	支援回数	利用者負担金
産後0～3か月	15回	0円/回
産後4～11か月	16回	



*母の食事代や子のミルク、おむつ等を利用した場合は別途料金がかかります。
利用の際は費用をお持ちください。

*1か月あたりの支援回数に限度を設けています。（5回/月）

★ 実施機関

施設名	住所	電話
幼保連携型認定こども園 飛島保育園	飛島村元起三丁目28番地	(0567) 52-1561

③通所型（1歳以上）

★ 内容

家族の介護、病院受診、休養等の理由でお子さんを一時預かりしてもらった際の料金を助成します。

★ 助成できる方

飛島村に住民票がある未就園かつ未就学の1歳以上のお子さん

★ 助成回数、助成料

1人あたり12回/年度 1回あたり上限2,500円まで助成

*1か月あたりの支援回数に限度を設けています。（5回/月）



★ 申請窓口


すこやかセンター内保健環境課

★ 申請時の持ち物

・領収書 ・振込先の通帳

*利用状況によっては、一時保育利用料が返金される可能性があるため、必ず利用した上で申請してください。なお、各施設に利用状況を確認する場合があります。

【出産したら】

<p>出生届</p>	<p>子どもが生まれた日から 14 日以内に「出生届」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人：①父または母 ②同一世帯の人 ③医師または助産師 ・届出先：①本籍地 ②住所地 ③出生地 ・必要書類：出生届出書（医師または助産師の証明があるもの）、母子健康手帳 <p>※3人目の子どもが誕生した場合、行政ポイントが発行されます。</p> <p>* 出生体重が 2,500g 未満の場合は、同時に低体重児出生届の記入をし、すこやかセンター内保健環境課へ提出してください。</p> <p>それを元に、すこやかセンター内保健環境課の保健師から家庭訪問の連絡をさせていただきます。</p> <p>（詳細は P.11 を参照ください。）</p> 	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
<p>子ども医療費 給付</p>	<p>0歳～18歳まで（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類：子ども医療費受給者証交付・更新申請書、対象となる子どもの医療保険の資格が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等） 	
<p>未熟児養育医療費給付</p>	<p>医師が入院養育を必要と認める未熟児が、指定養育医療機関において医療を受ける場合、自己負担額等を助成します。養育医療券の発行には申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類：養育医療給付申請書、指定養育医療機関からの医師の意見書、世帯全員の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 	




<p style="text-align: center;">児童手当</p> <p>※この項目において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校（中学生）には義務教育学校後期課程を含みます。</p>	<p>高校生年代までの児童を養育している方には「児童手当」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給時期：偶数月 ・月額：3歳未満 15,000円 （第3子以降は、30,000円） 3歳～高校生年代 10,000円 （第3子以降は、30,000円） ・必要書類： <ul style="list-style-type: none"> ① 1人目の子どもが生まれた場合・転入された場合・一度受給資格が消滅となり再認定請求する場合 ⇒認定請求書、請求者名義の通帳、請求者と配偶者の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 ② 2人目以降の子どもが生まれた場合 ⇒額改定請求書 ③ 3人目以降の子どもが生まれた場合及び大学生年代の兄弟がいる場合 ⇒額確定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書 <p>※父・母のうち、原則として、所得が高い方（家計の主宰者）が請求者となります。</p> <p>※請求者が公務員である場合は、職場での手続きとなります。</p>	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
--	---	---------------------------------------



【健康診査について】



産婦健康診査	産婦健康診査受診票を使用し、出産病院で健康診査を産後8週以内に2回受けてください。	<p>【問合せ先】</p> <p>すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p> 
1か月児健康診査	乳児健康診査受診券1回目を使用し、出産病院で健康診査を受けてください。	
☆ 3・4か月児健康診査	問診・身体計測・内科診察・歯科相談・個別相談・薬剤師講話など	
6・7か月児健康診査	乳児健康診査受診券2回目を使用し、かかりつけ医療機関で健康診査を受けてください。	
☆ 9・10か月児健康診査	問診・身体計測・ふれあい遊び・内科診察・講話（育児・発達）・歯科相談・個別相談など	
☆ 1歳6か月児健康診査	問診・身体計測・集団遊び・内科診察・歯科診察・歯科相談・個別相談など ※1歳6か月児健診後、2歳頃にお子さんの集団生活の場に、保健センター職員が定期的に参加させていただきます。	
☆ 3歳児健康診査	問診・身体計測・集団遊び・内科診察・歯科診察・歯科相談・視力検査（屈折検査）・個別相談など ※3歳児健診後、3歳6か月頃にお子さんの集団生活の場に、保健センター職員が定期的に参加させていただきます。	

☆印：すこやかセンターで行う集団健診 個別通知あり



【発育・発達について】



<p>☆ 新生児・産婦 家庭訪問</p>	<p>保健師が生後2か月までのすべての赤ちゃんを訪問し、発育や発達の確認、予防接種についての説明、お母さんの健康管理や子育ての相談に応じます。 出生体重が2,500g未滿の低出生体重児の場合や心配なことがあるときは早めの訪問も可能です。</p>	
<p>☆ 離乳食講習会</p>	<p>事故予防についてのDVD視聴・発達講話・ふれあい遊び・歯科講話・離乳食の進め方の講話を行います。 ※3・4か月児健康診査の翌月</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内</p>
<p>☆ むし歯予防教室 ・ ひよっこ教室</p>	<p>1歳～未就園児に歯科健診、染め出し、フッ化物塗布、ブラッシング指導を行います。 言語聴覚士による、ことばの発達についての講話があります。ことばについての相談もできます。 ※飛島保育園、第一保育所においても同様の教室を実施。</p>	<p>保健環境課 ☎52-1001</p>
<p>発達相談</p>	<p>保健師と臨床心理士が子育てへのアドバイスを行います。必要に応じて発達検査も受けられます。</p>	
<p>育児相談</p>	<p>保健師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士による育児相談です。 身体計測、発達・発育相談、離乳食・幼児食、歯科などの相談に応じます。 ※日程と場所は、飛島村ホームページ、広報またはすこやかカレンダーにてご確認ください。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001 子育て支援センター ☎55-0055</p>
<p>きらきら教室</p>	<p>発達の遅れや育児不安など子育てに困り感がある未就学児とその保護者を対象とした教室です。親子遊びなどの小集団活動での経験を通し、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、また親子の絆を深めます。</p>	<p>【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055</p>

☆印：個別通知あり



【予防接種について】



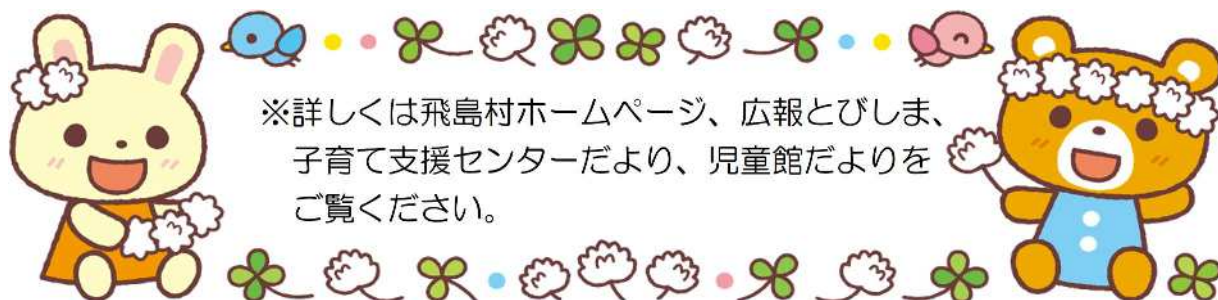
<p>定期予防接種</p>	<p>新生児家庭訪問の際に、保健師から接種スケジュールや内容の説明をし、予診票をお渡しします。 1歳以降の予防接種は誕生月に個別に通知します。</p> <p>転入された方は、転入前の予診票と母子健康手帳を持って窓口にお越しください。新しい予診票をお渡しします。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p>
<p>任意予防接種 費用助成</p>	<p>一部の任意予防接種を受けられた村内に住所を有する方に対して接種費用を助成します。 必要書類：医療機関発行の領収書、被接種者または親権者の名義の通帳、母子健康手帳（おたふくかぜのみ） 申請期限：接種した年度末まで</p>	
	<p>[おたふくかぜ] 対象：1歳から就学前相当年齢 助成回数：2回 助成金額：全額</p> <p>[インフルエンザ] 対象：65歳未満 助成回数：13歳未満2回、13歳以上1回（1年度毎） 助成金額：1回あたり上限2,000円</p>	



【親子でお出かけ・みんなで遊ぼう】

親子教室 パオパオキッズ	みんなで体操や手遊び、季節の歌をうたったり、親子でふれあい遊びを楽しみます。ごっこ遊びや季節に合わせて製作なども行います。 (パオパオキッズ：1歳～3歳対象) (ピヨピヨキッズ：ハイハイ～歩き始め対象)	【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055
赤ちゃんサロン	ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、おもちゃ作りなどを行います。情報交換や仲間づくりの場としてもご利用ください。(妊婦さん～1歳対象) ※P.5と同様	
にこにこひろば	季節に合った手形や足形スタンプや製作などをします。(0～3歳対象)	
おはなしひろば	月～金曜日 午前11時45分から、午後3時45分から、絵本の読み聞かせを行います。	
季節の行事など	七夕まつり、クリスマス会、お楽しみ会やお誕生日会を行います。(未就園児対象) おひさまたんけんでは、村内施設や公園等へ親子・お友達と出かけます。(0～3歳対象)	
☆ すくすく教室	幼児の食事について楽しく学びましょう。親子で楽しいふれあい遊びもあります。おやつを試食、調理体験があります。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
☆ 親子教室	親子で一緒に遊んだり、体操をしたりします。 (1歳6か月児健診終了～3歳の誕生日までのお子さんとその保護者対象)	
おやこであそぼ	季節の製作や活動、集団遊びなどを行います。 (年少・年中・年長児とその保護者対象)	【問合せ先】 すこやかセンター内 児童館 ☎52-4331
じどうかんであそぼ	親子で一緒に製作や遊びなど、様々な活動を行います。 (4月1日で1歳以上のお子さんとその保護者対象)	
小学生対象の事業	体を動かしたり、製作をしたり、季節に合わせたイベントを行います。	


☆印：個別通知あり



※詳しくは飛島村ホームページ、広報とびしま、子育て支援センターだより、児童館だよりをご覧ください。

【公民館・図書館のこと】



<p>子育てまかせてちょ セミナー</p>	<p>外部講師による子育てに関する様々なセミナーを行います。 ※広報や飛島村ホームページ、村内各所に掲示されているチラシをご覧ください。</p>	<p>【問合せ先】 中央公民館内 生涯教育課 ☎52-3351</p>	
<p>ブックスタート</p>	<p>絵本を通じ、心ふれあうひとときを持つきっかけ作りのために、絵本の読み聞かせを行います。 ※ブックスタートパック（絵本2冊や赤ちゃんに読んであげたい絵本リスト等）をプレゼントします。 ※偶数月最終火曜 午後2時頃（こんにちは赤ちゃん後開催）</p>		
<p>おはなし会</p>	<p>こんにちは 赤ちゃん</p>	<p>乳幼児に絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの紹介をします。 ※偶数月最終火曜 午後2時頃</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 図書館 ☎52-4333</p>
	<p>おはなし ぷくぷく</p>	<p>乳幼児に人形劇や絵本・紙芝居の読み聞かせ、わらべうたの紹介をします。 ※毎月第1火曜 午前10時30分から</p>	
	<p>としょかん おじさんのおはなし</p>	<p>乳幼児・小学生に絵本・紙芝居の読み聞かせや手あそびをします。 ※毎月第3土曜 午前10時30分から</p>	
	<p>コアラのおはなし</p>	<p>乳幼児・小学生に絵本・紙芝居の読み聞かせや手あそびをします。 ※毎月第1土曜 午前10時30分から</p>	



【子どもの預かり】



<p>一時保育</p>	<p>幼児の保護者の就労や疾病など、一時的に保育が必要なときに、一定期間の範囲でご利用いただけます。 利用方法や利用日時などの詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。</p> <p>対象者：教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を受けていない満1歳以上の未就学児</p>
<p>認定こども園・保育所等の利用について</p>	<p>保護者の就労や出産前後、疾病などのため、家庭内で保育することができない未就学児を保護者に代わって認定こども園や保育所で保育します。 詳細は幼保連携型認定こども園飛島保育園またはすこやかセンター内福祉課にご確認ください。 ※村外に所在する幼稚園、認可外保育施設等の利用を希望される方はすこやかセンター内福祉課にご相談ください。</p>

【一時保育 問合せ先】

●幼保連携型認定こども園飛島保育園

住所：飛島村元起三丁目28番地 ☎52-1561

●飛島村立第一保育所

住所：飛島村大字古政成六丁目1番地 ☎55-0315

【認定こども園・保育所の入園・入所 問合せ先】

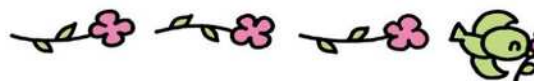
●幼保連携型認定こども園飛島保育園


住所：飛島村元起三丁目28番地 ☎52-1561

●飛島村立第一保育所…すこやかセンター内福祉課 ☎52-1001



【助成・補助・手当について】



<p>一般不妊治療 費助成事業</p>	<p>村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され、治療開始日において女性の年齢が 43 歳未満の一般不妊治療を受けた方に、治療費用の一部を助成します。 助成金額：本人負担額または、5万円のいずれか低い額 助成期間：通算2年間 対象期間：前年度3月～当該年度2月までの治療費 申請期間：当該年度末まで</p>	
<p>シーラント 予防処置費 補助事業</p>	<p>むし歯予防として第一大臼歯のシーラント予防処置費の一部を補助します。 対象者：かかりつけ歯科医が必要と認めた村内に住所を有する年中児～小学4年生 ※かかりつけ歯科医の証明が必要なため、事前に問い合わせください。 補助金額：本人負担額1歯最低500円以上 ※6歳以上はその差額または、1,920円のいずれか低い方の金額 ※6歳未満はその差額または、2,730円のいずれか低い方の金額</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p>
<p>妊産婦子育て タクシー料金 助成</p>	<p>妊産婦及び子育て中の保護者の移動が少しでも安心できるようにタクシー料金の一部を助成します。 対象者：①妊産婦（母子健康手帳を交付されてから出産後2か月程度まで） ②0～3歳児（3歳に達した日の属する年度の末日まで） 助成金額：1人あたり15,000円 助成方法：利用したタクシーの領収書、振込先の通帳（写）を保健環境課窓口へ提出 申請期間：①妊産婦…出産後2か月程度まで ※原則利用した年度内に申請。ただし、3月31日までに利用した分を4月以降に申請される場合は、必ず事前にご連絡ください。 ②0～3歳…当該年度3月末まで ※R7.4.1 からチケット制を廃止しました。お持ちの方は保健環境課へご返却ください。</p>	



<p>子育て家族 支援事業 (通所型)</p>	<p>お子さんを家族の介護、病院受診、休養等の理由で一 時預かりしてもらった際の料金を助成します。</p> <p>対象者 : 飛島村に住民票がある未就園かつ未就学 の1歳以上のお子さん</p> <p>助成回数 : 1人あたり 12回/年度</p> <p>助成額 : 1回あたり上限 2,500円まで助成 (1ヵ月あたりの助成回数は5回までです。)</p> <p>※詳しくは P.7 をご覧ください。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001</p>
---------------------------------	---	--

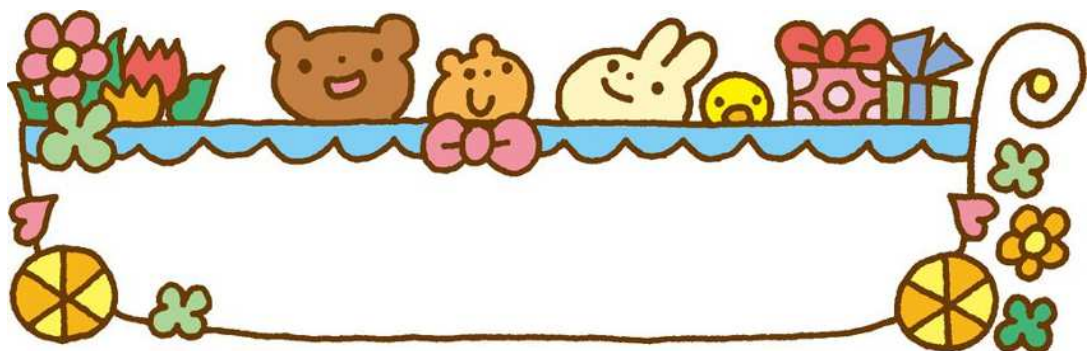
<p>子育て家庭 優待事業 「はぐみんカード」</p>	<p>子育て家庭に配布される「子育て家庭優待カード」で、県内の協力 店舗・施設で提示すると商品のサービスや割引など様々な特典が受 けられるカード。</p> <p>対象者：愛知県内（名古屋市を除く）に在住の18歳未満の子ども の保護者または妊婦</p>
-------------------------------------	---

<p>出産・子育て 応援金 (妊婦のため の支援給付)</p>	<p>妊娠期から出産・子育て期に身近で相談に応じ、子育て する家族へ必要な支援につなぐ相談支援と、妊婦 への経済的支援を一体的に実施するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給金額 妊娠届出時 妊婦1人につき5万円 出生届出後 胎児の数×5万円 <p>※流産、死産の場合も対象となります。 (妊娠の届出をする前に流産等を経験した方も申請 できます)</p> <p>※妊娠7か月ごろにアンケートが送付されますの で、ご協力をお願いします。</p>	<p>【問合せ先】 すこやかセンター内 福祉課 ☎52-1001</p>
<p>新生児祝金</p>	<p>出生時に本村に住民登録をした新生児の保護者には 「新生児祝金」が支給されます。出生届時に申請のご 案内をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給金額：1人につき5万円 必要書類：新生児祝金支給申請書、 申請者名義の通帳 	



<p>育児奨励金</p>	<p>出生時から本村に連続して住所登録をしている満1歳児をもつ保護者には、「育児奨励金」が支給されます。対象者の方には、申請書等を郵送させていただきますので、申請をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額：1人につき10万円 ・必要書類：育児奨励金支給申請書、申請者名義の通帳 <p>※本村の住民基本台帳に登録され、その生活の基盤が専ら村内にあり、新生児・育児奨励金対象児の出生日以前から本村に連続して住所登録をしている者に限る</p>	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
<p>就学祝金</p>	<p>※この項目において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。小学校または中学校に入学した年の5月1日現在本村に住所があり、通学している児童または生徒の保護者には、「就学祝金」が支給されます。対象者の方には、申請書等を配布または郵送させていただきますので、申請をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額：1人につき10万円 ・必要書類：就学祝金支給申請書、申請者名義の通帳 <p>※本村の住民基本台帳に登録され、その生活の基盤が専ら村内にある者に限る</p>	
<p>遺児手当</p>	<p>父または母に重度の障がいのある家庭やひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方には、「遺児手当」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給時期：5月・7月・9月・11月・1月・3月 ・月額：3,200円(児童1人あたり) ・必要書類：遺児手当認定申請書、受給者名義の通帳、最新の戸籍謄本(本籍が本村である方は不要) <p>※このほかにも愛知県遺児手当(県制度)や児童扶養手当(国制度)を受給できる場合があります。手当を受給するには、申請が必要です。受給要件や必要書類等については、お尋ねください。</p>	

母子・父子家庭医療費給付	<p>父または母が重度の障がいのある家庭やひとり親家庭が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。</p> <p>・必要書類：母子・父子医療費受給者証交付・更新申請書、対象となる父または母とその子の医療保険の資格が確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）</p>	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
	<p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の者を扶養する父母 ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の者 ・父または母に重度の障害を有する家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の者を扶養する父母 ・父または母に重度の障害を有する家庭で扶養されている18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の者 <p>※未就学児（0歳～6歳に達した日の属する年度の末日まで）は、子ども医療の対象となります。子ども医療から母子・父子家庭医療への変更手続きの必要な方には、役場から書類を郵送させていただきますので、手続きをお願いします。</p>	



<p>心身障害者 扶助料</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には、「心身障害者扶助料」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給時期：9月・3月 ・月額：身体障害者手帳 <ul style="list-style-type: none"> 1級 6,000円 2級 5,000円 3・4級 4,000円 5・6級 2,000円 療育手帳 <ul style="list-style-type: none"> A判定 5,000円 B判定 4,000円 C判定 2,000円 精神障害者保健福祉手帳 <ul style="list-style-type: none"> 1級 5,000円 2級 4,000円 3級 2,000円 <p>・必要書類：心身障害者扶助料支給申請書、 受給者名義の通帳、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 (お持ちの手帳全て)</p>	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
	<p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～6級をお持ちの方 ・療育手帳A～C判定をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方 <p>ただし、一部施設入所の方は除く。</p> <p>※このほかにも人工透析通院費助成金(村制度)や在宅重度障害者手当(県制度)、障害児福祉手当(国制度)、特別児童扶養手当(国制度)を受給できる場合があります。手当を受給するには、申請が必要です。受給要件や必要書類等については、お尋ねください。</p>	



<p>障害者 医療費給付</p>	<p>心身に障害を有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要書類：障害者医療費受給者証交付・更新申請書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（お持ちの手帳全て）、医療保険の資格が確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） 	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
	<p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方 知能指数が50以下の方 自閉症候群と診断されている方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	
	<p>※未就学児（0歳～6歳に達した日の属する年度の末日まで）は、子ども医療の対象となります。子ども医療から障害者医療または精神障害者医療への変更手続きの必要な方には、役場から書類を郵送させていただきますので手続きをお願いします。</p>	



【国民健康保険・国民年金について】



<p>国民健康保険への加入</p>	<p>社会保険等国民健康保険以外の健康保険に加入できない方、生活保護を受けていない方は、国民健康保険への加入手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人：国民健康保険加入世帯の世帯主 	<p>【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472</p>
<p>国民健康保険税の減免</p>	<p>国民健康保険税の平等割・均等割の20%を減免します。毎年度申請が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類：各福祉医療費受給者証、世帯主の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 <p>対象者：4月1日現在、障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭等医療の受給者証の交付を受けている国民健康保険加入世帯の世帯主</p>	
<p>国民健康保険税・国民年金保険料の産前産後期間免除</p>	<p>出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民健康保険税・国民年金保険料が免除されます。（妊娠85日以上の出産が対象となります）</p> <p>多胎妊娠（双子など）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類 <p>国保・・・世帯主と出産する方の個人番号カードまたは通知カード</p> <p>年金・・・出産する方の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</p> <p>共通・・・窓口に来る方の本人確認書類、母子健康手帳（出産前に届出の場合）、出生証明書など出産日と親子関係がわかるもの（被保険者と子どもが別世帯の場合）</p> <p>対象者：国保・・・飛島村国民健康保険被保険者 年金・・・国民年金第1号被保険者</p>	



施設紹介

飛島村すこやかセンター（保健環境課・福祉課）

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1
- 代表電話番号：52-1001
- 開館時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
- 休日：土曜・日曜・休日・年末年始（12月29日～1月3日）



飛島村保健センター

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター1階）
- 電話番号：52-1001
- 開館時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
- 休館日：土曜・日曜・休日・年末年始（12月28日～1月4日）

飛島村児童館



- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター1階）
- 電話番号：52-4331
- 利用対象：村内在住の小中学生・乳幼児とその保護者
- 開館時間：月曜～土曜 午前9時～午後5時
（6月～9月は午後5時30分まで）
- 休館日：日曜・休日・年末年始（12月28日～1月4日）



飛島村図書館



- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター 2 階）
- 電話番号：52-4333
- ホームページ：<http://www.lib-tobishima.aichi.jp/>
- 開館時間：火曜～金曜 午前 10 時～午後 6 時
土曜・日曜・休日 午前 9 時～午後 5 時
- 休館日：月曜（月曜が祝日（休日）の場合は次の平日）
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
館内整理日（毎月最終の金曜。5 月・12 月を除く。
休日の場合は、その前日の木曜）
特別整理期間（毎年 1 回 15 日以内の期間で別に定める日）、臨時休館（館長が必要と認める日）
- 貸出点数・期間：図書・雑誌：1 人 5 冊、2 週間
CD・ビデオ・DVD：1 人 2 点、1 週間
複製絵画：1 人 1 点、2 ヶ月

※図書利用カードは、下記に該当している方に発行ができます。

- ① 飛島村・津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町に住んでいる方
- ② 飛島村に勤めている方

図書利用カードの発行を希望される方は、『館外利用申込書』に必要事項をご記入の上、身分証明書（免許証・マイナンバーカードなど）と一緒に受付に提出してください。

なお、在勤者は『在勤証明書』の提出を併せてしてください。

飛島村中央公民館（生涯教育課・教育課）

- 住所：飛島村竹之郷三丁目 1 番地
- 電話番号：52-3351（代表）97-3005（教育課直通）
- 利用時間：火～土曜：午前 9 時～午後 9 時 30 分
日曜・休日（月曜を除く）：午前 9 時～午後 5 時
- 休館日：月曜、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）



教育課

- 開館時間：月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 休日：土曜・日曜・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

飛島村子育て支援センター



- 住所：飛島村竹之郷二丁目 47 番地
- 電話番号：55-0055
- 利用対象：村内在住の就学前の子どもとその保護者（妊婦を含む）
- 開館時間：月曜～金曜
【午前の部】午前9時～正午 【午後の部】午後1時～午後4時
- 休館日：土曜・日曜・休日・年末年始（12月28日～1月4日）



飛島村児童クラブ



放課後から保護者の就労が終わるまでの間、子ども達が安心して過ごせる生活の場です。年齢や発達の様子が異なる子ども達が一緒に過ごします。

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 21 番地（飛島学園内）
- 電話番号：52-4900
- 利用対象：飛島村立飛島学園の前期課程に在学する児童（1年～6年）の保護者又は家族が、放課後に就労等のため留守となる家庭の児童
- 利用時間
 - ・平日 放課後～午後6時30分
 - ・土曜・学校休業日 午前7時30分～午後6時30分
- 休館日：日曜・休日・年末年始（12月29日～1月3日）



【転入の方へ】

転入された方は、下記を参考にすこやかセンター内保健環境課窓口にて手続きをお願いします。

妊婦の方

※お早めに窓口にお越しください

持ち物

- 母子健康手帳
- 妊婦健康診査受診券
- 本人名義の通帳（転入前に出産応援金を受け取っていない方のみ）

1歳未満のお子さんがある方

持ち物

- 母子健康手帳
- 乳児健康診査受診券
- 転入前の市町村が発行した予防接種予診票

1歳以上のお子さんがある方

※予防接種が済んでいない方はお早めに窓口にお越しください

持ち物

- 母子健康手帳
- 転入前の市町村が発行した予防接種予診票

1歳6か月児健診、3歳児健診を受けていない対象年齢の方は健診の機会が限られていますので、お早めにご連絡ください。







飛島村子育てガイドブック
令和7年3月作成